

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
2	要望の内容	企業年金等(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の積立金に対する特別法人税を撤廃する。
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 退職年金等積立金に対する特別法人税の課税凍結の開始 平成13年度 2年間の延長 平成15年度 1年間の延長 平成16年度 1年間の延長 平成17年度 3年間の延長 平成20年度 3年間の延長
6	適用又は延長期間	平成20年4月1日～平成23年3月31日(3年間の課税凍結)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業年金制度は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度であり、事業主や従業員の自主的な努力を支援するものである。 少子高齢化の進展、国民の老後生活の多様化などの現在の状況を踏えると、企業年金等が果たす役割はますます重要であり、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ＜確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号) 第一条＞ この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>＜確定給付企業年金法(平成十四年法律第五十号) 第一条＞ この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的	基本目標 I X: 高齢者が出来る限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1: 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

		<p>の位置付け</p>	<p>と</p> <p>施策中目標3:企業年金等の健全な育成を図ること 施策中目標4:企業年金等の適正な運営を図ること</p> <p>基本目標Ⅲ:労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4:勤労者生活の充実を図ること 施策中目標2:豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特別法人税を撤廃することによって、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業年金等の加入者数</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながる。特に、特別法人税は運用結果が赤字の場合にも課税されるため、更なる財政状況の悪化を招く可能性があり、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。 このため、特別法人税を撤廃することによって、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。</p>
<p>8</p>	<p>有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p><u>厚生年金基金</u> 平成17年度末 687件(531万人) 平成18年度末 658件(522万人) 平成19年度末 626件(478万人) 平成20年度末 617件(466万人) 平成21年度末 608件(460万人) 平成22年度末 582件(435万人)(推計値)</p> <p><u>確定給付企業年金</u> 平成17年度末 1,432件(384万人) 平成18年度末 1,941件(430万人) 平成19年度末 3,101件(506万人) 平成20年度末 5,008件(570万人) 平成21年度末 7,405件(647万人) 平成22年度末 9,672件(714万人)(推計値)</p> <p><u>確定拠出年金(企業型)</u> 平成17年度末 1,866件(173万人) 平成18年度末 2,313件(219万人) 平成19年度末 2,710件(271万人) 平成20年度末 3,043件(311万人) 平成21年度末 3,301件(340万人) 平成22年度末 3,575件(384万人)(推計値)</p> <p><u>確定拠出年金(個人型)</u></p>

		<p>平成17年度末 6万人 平成18年度末 8万人 平成19年度末 9万人 平成20年度末 10万人 平成21年度末 11万人 平成22年度末 12万人(推計値)</p> <p><u>勤労者財産形成給付金</u> 平成17年度末 1,846件(32.8万人) 平成18年度末 1,796件(31.7万人) 平成19年度末 1,742件(30.4万人) 平成20年度末 1,686件(29.5万人) 平成21年度末 1,595件(28.6万人) 平成22年度末 1,498件(26.0万人)(推計値)</p> <p><u>勤労者財産形成基金</u> 平成17年度末 56件(1.7万人) 平成18年度末 53件(1.4万人) 平成19年度末 51件(1.4万人) 平成20年度末 49件(1.2万人) 平成21年度末 42件(0.8万人) 平成22年度末 40件(0.8万人)(推計値)</p> <p>※推計値は、過去の実績値に基づき、推計式を導出した上で、当該推計式における平成22年末の数値を推計している。</p>
②: 減収額		<p>減収見込み額 516,256 百万円(国税:440,117 百万円、地方税:76,139 百万円)</p> <p>《算出方法》 平成22年3月末時点の各制度の積立金額</p> <p>①厚生年金基金(平成22年3月末) :29,003,100 百万円 ②確定給付企業年金(平成22年3月末) :39,037,700 百万円 ③確定拠出年金(平成22年3月末) : 4,863,632 百万円 ④財形給付金(平成22年3月末) : 44,216 百万円 ⑤財形基金(平成22年3月末) : 610 百万円</p> <p>①・②:「企業年金の受託概況(信託協会、生保協会、JA 共済連)」 ③～⑤:厚生労働省調べ</p> <p>①に課税対象額割合0.00226%(※1)を掛けて、1.173%(国税:1%、地方税:0.173%)を掛ける。 ②～⑤の合計に1.173%(国税:1%、地方税:0.173%)を掛ける。(※2)</p> <p>※1 平成20年度決算において、純資産額が、代行部分に要する費用の3.23倍以上ある基金は7基金。このうち、平成21年度末までに代行返上した基金及び代行返上予定の基金を除くと、4基金が特別法人税の課税対象となる。この4基金の積立金が、平成21年度末の厚生年金基金の積立金に占める当該の割合が0.00226%である。 ※2 確定給付企業年金については、従業員拠出分は課税対象にはならないが、従業員拠出を認めている規約が全体の1%に満たないことから、積立</p>

		金額全体に税率を掛けている。
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、特別法人税の課税凍結により、事業主、勤労者への負担を抑えつつ、着実に企業年金等の健全な育成を図ることで、老後の所得を確保している。さらに、特別法人税を撤廃することで、事業主や勤労者等における課税への不安感を取り除くことができる。 <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:17年～平成21年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別法人税の課税凍結により、事業主、勤労者への負担を抑えつつ、企業年金等の加入者数が増加(※)しており、着実に制度の健全な育成を図っている。 <p><企業年金等の加入者数></p> <p>平成17年度末 1,129万人 平成18年度末 1,212万人 平成19年度末 1,296万人 平成20年度末 1,387万人 平成21年度末 1,487万人 平成22年度末 1,572万人(推計値)</p> <p>※特別法人税の課税凍結に加えて、企業年金等の制度改善及び平成23年度末で廃止期限を迎える適格退職年金からの企業年金への移行などの増加要因がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、確定拠出年金においては、特別法人税の課税撤廃により25%増の受給額を確保できるとの試算もあり、特別法人税の撤廃は老後の所得確保のためにも重要な要素となっている。 <p>※運用利回りを2.5%、積立金に対し1.2%の課税が行われると仮定し、毎月1万円を25年間積み立てて、10年間年金を受け取った場合を試算。(生命保険協会)</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成17年4月～平成21年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のような低金利な運用状況下(2010年8月16日時点の長期金利は0.955%。直近の10年間でも1.5%前後で変動)で、特別法人税1.173%が課税された場合、企業年金等の普及に著しい支障が生じる。 ・個人が運用指図を行う確定拠出年金では、元本確保型による運用が約7割を占めており、特別法人税が課税されると、年金資産の運用に著しい影響がある。 ・確定給付型の企業年金においては、積立不足が生じた場合、受給権保護の観点から、事業主は当該不足額を埋めるため、掛金を追加拠出する必要がある。このため、特別法人税が課税された場合、この積立不足額が更に悪化することにより、事業主が追加拠出する掛金額は増加し、企業の運営に影響を与える可能性がある。 ・また、確定給付企業年金、確定拠出年金は平成13年度に施行された制度であり、特別法人税を課税された経験がない。このため、特別法人税が課税さ

			<p>れた場合、徴収のためのシステム開発などの実務面で多大なコストが生じることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成17年～平成21年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別法人税が課税された場合、企業が課税分を負担することにより、企業経営へ影響を受ける企業や、企業年金制度の導入の可否の見直しを迫られる企業が多く生じる結果(※)、従業員の老後の所得確保の阻害要因となるおそれがある。 ※NPO法人確定拠出年金教育協会(2007年) ・また、企業が十分な人材を確保するためには、労働条件等の環境整備が必須であり、企業年金等の退職給付制度の充実は、人材確保に資する。 ・他方で、特別法人税が課税された場合、税金を納付するため、掛金を運用している株や債権を現金化することとなり、市場に与える影響は少なくない。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> ・企業年金制度は税制上の措置を講ずることで、国として国民の老後の所得確保を支援することを基本としている。法改正等の手法を用いた制度改正により、魅力ある制度とし、健全な育成を図っているが、税制上の支援措置は他に代え難い強力な支援策である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・企業年金は法律で積立義務や受給権保護を図っている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-